

参 考 資 料

参考資料

1 水質汚濁に係る環境基準

(1) 環境基準とは

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法第16条に基づいて、水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で望ましい基準として設定されている。昭和45年に閣議決定され、昭和46年に旧環境庁から告示された後、数次にわたり改正されている。

この環境基準は、「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」と「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」があり、健康項目については、公共用水域及び地下水におのおの一律に定められている。一方、生活環境項目については、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設けてそれぞれ基準値を定め、各都道府県知事が各公共用水域について水域類型の指定を行うことにより水域の環境基準が具体的に示されている。

(2) 環境基準の意義

環境基準は「維持されることが望ましい基準」であり、水質保全行政の目標として、公共用水域の水質等について、人の健康を維持するための最低限度としてではなく、達成し、維持されることが望ましい基準として、その確保を図っていこうとするものである。また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないよう環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものである。

また、環境基準は、現に得られる限りの科学的知見を基礎として定められているものであり、常に新しい科学的知見の収集に努め、適切な科学的判断が加えられていかなければならぬものである。

この環境基準を維持するため、国や地方公共団体、事業者等において排出規制の強化や下水道などの整備の促進、土地利用及び施設設置の適正化、監視・測定等の体制の整備、排水処理技術開発等の様々な対策が実施されている。

(3) 沿革

- S46.12.28 (環告示59号) 水質汚濁に係る環境基準告示
(S45.4.21 閣議決定、環境庁設置に伴い環境庁所掌となる)

【人の健康の保護に関する環境基準】

全シアン、アルキル水銀、有機りん、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀（8項目）

【生活環境の保全に関する環境基準】

<河川> pH, BOD, SS, DO, 大腸菌群数（5項目）

<湖沼> pH, COD, SS, DO, 大腸菌群数（5項目）

<海域> pH, COD, DO, 大腸菌群数, n-ヘキサン抽出物質（5項目）

- S49. 9.30 (環告示 60号) 総水銀（健康項目）基準値の変更

- S50. 2. 3 (環告示 3号) PCB（健康項目）の追加

- S57. 12. 25 (環告示140号) 湖沼の窒素、燐（生活環境項目）の追加

- H 5. 3. 8 (環告示 16号)

ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンガルブ、ベンゼン、セレン（健康項目）の追加、有機りん（健康項目）の削除

- H 5. 8. 27 (環告示 65号) 海域の窒素, 磷 (生活環境項目) の追加
- H11. 2. 22 (環告示 14号) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ふつ素, ほう素 (健康項目) の追加
- H15. 11. 5 (環告示123号) 水生生物の保全に係る環境基準として全亜鉛 (生活環境項目) の追加
- H21. 11. 30 (環告示 78号) 1, 4-ジオキサン (健康項目) の追加
- H23. 10. 27 (環告示 94号) カドミウム (健康項目) 基準値の見直し
- H24. 8. 22 (環告示127号) 水生生物の保全に係る環境基準としてノニルフェノール (生活環境項目) の追加
- H25. 3. 27 (環告示 30号) 水生生物の保全に係る環境基準として直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (生活環境項目) の追加
- H26. 11. 27 (環告示126号) トリクロロエチレン (健康項目) 基準値の見直し
- H28. 3. 30 (環告示 37号) 水生生物の保全に係る環境基準として底層溶存酸素 (生活環境項目) の追加
- R 3. 10. 7 (環告示 62号) 六価クロム (健康項目) 基準値の見直し
大腸菌数 (生活環境項目) の追加及び大腸菌群数 (生活環境項目) の削除

(4) 根拠法令

ア [環境基本法] (平成5年11月19日法律第91号) 一抜粋一

第三節 環境基準

第16条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

一 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるもの 政府
二 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 騒音に係る基準 (航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。) の類型を当てはめる地域であって市に属するもの その地域が属する市の長
ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域 その地域又は水域が属する都道府県の知事

3 第1項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 政府は、この章に定める施策であって公害の防止に關係するものを総合的かつ有効適切に講ずることにより、第1項の基準が確保されるよう努めなければならない。

イ [水質汚濁に係る環境基準について] (昭和46年12月28日環境庁告示第59号) 一抜粋一
公害対策基本法第9条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を次のとおり告示する。

環境基本法第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境 (同法第2条第3項で規定するものをいう。以下同じ。) を保全するうえで維持することが望ましい基準 (以下「環境基準」という。) は、次のとおりとする。

第1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(2) 水域類型の指定を行うに当たっては、次に掲げる事項によること。

ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。

イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。

ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。

エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないよう配慮すること。

オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。

カ 対象水域が、2以上の都道府県の区域に属する公共用水域（以下「県際水域」という。）の一部の水域であるときは、水域類型の指定は、当該県際水域に関し、関係都道府県知事が行う水域類型の指定と原則として同一の日付で行うこと。

第2 公用用水域の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、公用用水域の水質の測定を行なう場合には、次の事項に留意することとする。

(1) 測定方法は、別表1および別表2の測定方法の欄に掲げるとおりとする。

この場合においては、測定点の位置の選定、試料の採取及び操作等については、水域の利水目的との関連を考慮しつつ、最も適当と考えられる方法によるものとする。

(2) 測定の実施は、人の健康の保護に関する環境基準の関係項目については、公用用水域の水量の如何を問わずに隨時、生活環境の保全に関する環境基準の関係項目については、公用用水域が通常の状態（河川にあっては低水量以上の流量がある場合、湖沼にあっては低水位以上の水位にある場合等をいうものとする。）の下にある場合に、それぞれ適宜行なうこととする。

(3) 測定結果に基づき水域の水質汚濁の状況が環境基準に適合しているか否かを判断する場合には、水域の特性を考慮して、2ないし3地点の測定結果を総合的に勘案するものとする。

第3 環境基準の達成期間等

環境基準の達成に必要な期間およびこの期間が長期間である場合の措置は、次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

これについては、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

これについては、各公共用水域ごとに、おおむね次の区分により、施策の推進とあいまつつ、可及的速かにその達成維持を図るものとする。

- (1) 現に著しい人口集中、大規模な工業開発等が進行している地域に係る水域で著しい水質汚濁が生じているものまたは生じつつあるものについては、5年以内に達成することを目途とする。ただし、これらの水域のうち、水質汚濁が極めて著しいため、水質の改善のための施策を総合的に講じても、この期間内における達成が困難と考えられる水域については、当面、暫定的な改善目標値を適宜設定することにより、段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ、極力環境基準の速やかな達成を期することとする。
- (2) 水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のうち、(1)の水域以外の水域については、設定後直ちに達成され、維持されるよう水質汚濁の防止に努めることとする。

第4 環境基準の見直し

- 1 環境基準は、次により、適宜改訂することとする。
 - (1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更および環境上の条件となる項目の追加等
 - (2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等
 - (3) 水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴う各水域類型の該当水域および当該水域類型に係る環境基準の達成期間の変更
- 2 1の(3)に係る環境基準の改定は、第1の2の(2)に準じて行うものとする。

別表1 人の健康の保護に関する環境基準（27項目）

項目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。) 55.2, 55.3 又は55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2(規格38 の備考11 を除く。以下同じ。) 及び38.2 に定める方法、規格38.1.2 及び38.3 に定める方法、規格38.1.2 及び38.5 に定める方法又は付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下 (R4.4.1から 0.02mg/L以下)	規格65.2(規格65.2.7 を除く。) に定める方法(ただし、規格65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本工業規格K0170-7 の7 のa) 又はb) に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01mg/L以下	規格61.2, 61.3 又は61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	日本工業規格K0125 の5.1, 5.2 又は5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125 の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格K0125 の5.1, 5.2, 5.3.1 又は5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	日本工業規格K0125 の5.1, 5.2 又は5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本工業規格K0125 の5.1, 5.2 又は5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	日本工業規格K0125 の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格K0125 の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125 の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125 の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125 の5.1, 5.2 又は5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125 の5.1, 5.2 又は5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格67.2, 67.3 又は67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1, 43.2.3, 43.2.5 又は43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1 に定める方法
ふつ素	0.8mg/L以下	規格34.1(規格34 の備考1を除く。) 若しくは34.4 に定める方法又は規格34.1.1c)(注(2)第三文及び規格34 の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表7に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格47.1, 47.3 又は47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表8に掲げる方法
備 考		
1	基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2	「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。	
3	海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。	
4	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1, 43.2.3, 43.2.5 又は43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川（湖沼を除く）

ア

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水 素 イ オ ン 濃 度 (p H)	生物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (B O D)	浮 遊 物 質 量 (S S)	溶 存 酸 素 量 (D O)	※ 大 脇 菌 群 数
A A	水 道 1 級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100ml以下
A	水 道 2 級 水 産 1 級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水 道 3 級 水 産 2 級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水 産 3 級 工 業 用 水 1 級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工 業 用 水 2 級 農業用水及びEの 欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工 業 用 水 3 級 環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L以上	—
測 定 方 法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定裝 置によりこれ と同程度の計 測結果の得ら れる方法	規格21に定め る方法	付表9に掲げる 方法	規格32に定める 方法又は隔膜電 極若しくは光学 式センサを用い る水質自動監視 測定裝置により これと同程度の 計測結果の得ら れる方法	最確数による 定量法
備 考						
1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。						
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。						
3 水質自動監視測定裝置とは、当該項目について自動的に計測することができる裝置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。						
4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。						
試料10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した4段階（試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。）を5本ずつB G L B醣酵管に移植し、35~37°C、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また、最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができるときは、冷蔵して数時間以内に試験する。						

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの
 　　〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 　　〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 　　〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 　　〃 3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 　　〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 　　〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

※ 令和3年10月7日環境省告示第62号により、大腸菌群数は大腸菌数へ見直し（R4.4.1施行）

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ, サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち, 生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ, フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち, 生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
測定方法	規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

(注) 基準値は、年間平均値とする。

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (C O D)	浮 遊 物 質 量 (S S)	溶 存 酸 素 量 (D O)	※ 大腸菌群数
A A	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2, 3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—
測 定 方 法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法

備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2, 3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

※ 令和3年10月7日環境省告示第62号により、大腸菌群数は大腸菌数へ見直し（R4.4.1施行）

イ

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 硝 素	全 燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1, 2, 3級（特殊なものを除く） 水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級（特殊なものを）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下
測 定 方 法		規格45.2, 45.3, 45.4 又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法

備 考

1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 " 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 " 3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ, サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち, 生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ, フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち, 生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
測定方法	規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

(注) 基準値は、年間平均値とする。

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き, 水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き, 水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域, 再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上
測定方法	規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法	

備考

- 1 基準値は日間平均値とする。
- 2 底面付傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には, 横型のバンドン採水器を用いる。

(3) 海域

ア

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (C O D)	溶 存 酸 素 量 (D O)	※ 大 脳 菌 群 数	n-ヘキサン 抽 出 物 質 (油分等)
A	水 産 1 級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されないこと。
B	水 産 2 級 工 業 用 水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと。
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—
測 定 方 法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	付表14に掲げる方法

備 考

- 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。
2 アルカリ性法とは、次のものをいう。

試料50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mLを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L)10mLを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後、よう化カリウム溶液(10w/v%)1mLとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mLを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぶん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

$$C O D (O_2 mg/L) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f_{Na_2S_2O_3} \times 1000 / 50$$

(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(mL)

(b) : 蒸留水について行なった空試験値(mL)

$f_{Na_2S_2O_3}$: チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水 産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環 境 保 全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

※ 令和3年10月7日環境省告示第62号により、大腸菌群数は大腸菌数へ見直し(R4.4.1施行)

イ

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 硝 素	全 燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下
測 定 方 法		規格454又は456に定める方法	規格46.3に定める方法

備 考 1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水 産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水 産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下
測 定 方 法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法

(注) 基準値は、年間平均値とする。

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値
		底 層 溶 存 酸 素 量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上
測 定 方 法		規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法

備 考

- 1 基準値は日間平均値とする。
- 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

2 県内公共用水域に係る環境基準の類型指定状況

(1) 河 川

ア BOD等に係る環境基準

(令和4年3月末現在)

水 域 名	範 围	該当 類型	達成 期間	基 準 点	類型指 定 年 月 日	備 考
川内川上流	曾木の滝から上流	A	イ	曾木の滝上流 注3	S 48. 4. 2	
川内川下流	鶴田ダムから河口まで	A	イ	中郷	S 46. 5. 25	
				小倉	H 20. 3. 28	(※20)
肝属川上流	河原田橋から上流	B	ハ	河原田橋	H 20. 3. 28	(※21)
肝属川下流	河原田橋から河口まで	A	イ	第二有明橋	H 20. 3. 28	(※22)
串 良 川	全 域	A	ロ	串良橋	S 48. 12. 7	
脇 田 川	全 域	B	イ	南田橋 注2	H 19. 3. 30	(※10)
新 川	全 域	B	イ	第二鶴ヶ崎橋	H 19. 3. 30	(※11)
甲 突 川	全 域	A	イ	岩崎橋	H 7. 6. 5	(※ 2)
				河頭大橋 注1	S 47. 6. 19	
				松方橋	H 19. 3. 30	(※ 3)
稻 荷 川 上 流	水車入口橋から上流	A	ロ	水車入口橋	S 47. 6. 19	
稻 荷 川 下 流	水車入口橋から下流	B	イ	黒葛原橋	H 19. 3. 30	(※12)
和 田 川	全 域	B	イ	潮見橋	H 19. 3. 30	(※13)
永 田 川	全 域	B	ハ	新永田橋	S 49. 6. 14	
米 之 津 川	全 域	A	イ	六月田橋	S 48. 6. 29	
				米之津橋	H 7. 6. 5	(※ 4)
高 尾 野 川	全 域	A	イ	桜橋	H 8. 6. 5	(※ 5)
				出水大橋 注4	H 19. 3. 30	(※14)
折 口 川	全 域	A	イ	田島橋	H 19. 3. 30	(※15)
高 松 川	全 域	A	イ	浜田橋	S 50. 4. 21	
五反田川上流	上水道取水口から上流	A	イ	上水道取水口	H 8. 6. 5	(※ 6)
五反田川下流	上水道取水口から下流	B	イ	五反田橋	S 50. 4. 21	
八 房 川	全 域	A	イ	川上橋	S 50. 4. 21	
大 里 川	全 域	A	イ	恵比須橋	H 19. 3. 30	(※16)
神 之 川	全 域	A	イ	大渡橋	H 19. 3. 30	(※17)
万 之 濱 川 上 流	広瀬橋から上流	A	イ	両添橋	S 49. 7. 5	
万 之 濱 川 下 流	広瀬橋から下流	B	イ	花川橋	S 49. 7. 5	
				万之瀬橋	H 19. 3. 30	(※18)
加 世 田 川	全 域	A	イ	田中橋	H 19. 3. 30	(※ 7)
花 渡 川	全 域	A	イ	上水道取水口	S 52. 6. 17	
				花渡橋 注5	H 19. 3. 30	(※19)
思 川	全 域	A	ハ	青木水流橋	S 49. 6. 14	
別 府 川	全 域	A	イ	岩淵橋	S 49. 6. 14	
網 掛 川	全 域	A	イ	田中橋	S 49. 6. 14	
天 降 川	全 域	A	イ	新川橋	S 49. 6. 14	
中 津 川	全 域	A	イ	犬飼橋	S 49. 6. 14	
検 校 川	全 域	A	イ	検校橋	S 49. 6. 14	
大 淀 川 上 流	宮崎県境から上流	A	ロ	新割田橋	S 48. 6. 29	
横 市 川 上 流	宮崎県境から上流	A	ロ	宝来橋	S 48. 6. 29	
溝 之 口 川 上 流	庄内川合流点から上流	A	イ	中谷橋	S 48. 6. 29	
本 城 川 上 流	内之野橋約500m下流地点から上流	AA	イ	内之野橋下流	H 8. 6. 5	(※ 8)
本 城 川 下 流	内之野橋約500m下流地点から下流	A	イ	中洲橋	S 50. 7. 1	
高 須 川	全 域	A	イ	高須橋	S 50. 7. 1	
神 ノ 川	全 域	A	イ	神ノ川橋	S 50. 7. 1	
雄 川	全 域	A	イ	雄川橋	S 50. 7. 1	
前 川	全 域	A	イ	権現橋	H 7. 6. 5	(※ 9)
安 樂 川	全 域	A	ロ	安楽橋	S 48. 12. 7	
田 原 川	全 域	C	ロ	河口から300m上流	S 48. 12. 7	
菱 田 川	全 域	A	ロ	菱田橋	S 48. 12. 7	

(注1) 平成13年度に「ひまわり橋」から変更

(注3) 平成28年度に「曾木大橋」から変更

(注5) 平成29年度に「第一花渡橋」から変更

(注2) 平成19年度に「脇田井堰」から変更

(注4) 平成29年度に「出水橋」から変更

- ※1 達成期間の分類は次のとおり
「イ」は直ちに達成
「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成
「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成
- ※2 「甲突川上流」水域は、昭和47年6月19日該当類型「A」達成期間「イ」の上流と該当類型「B」達成期間「ロ」の中流で類型指定が行われていたが、平成7年6月5日に改訂が行われた。
- ※3 「甲突川下流」水域は、昭和47年6月19日該当類型「D」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、昭和54年4月25日（「C」、「イ」）及び平成19年3月30日に改訂が行われた。
なお、全域が同一の該当類型、達成期間となったことから、水域を統合した。
- ※4 「米之津川」水域は、昭和48年6月29日該当類型「A」達成期間「イ」の上流と該当類型「C」達成期間「ハ」の下流で類型指定が行われていたが、平成7年6月5日に改訂が行われた。
- ※5 「高尾野川上流」水域は、昭和50年4月21日該当類型「B」達成期間「イ」で類型指定が行われていたが、平成8年6月5日に改訂が行われた。
- ※6 「五反田川上流」水域は、昭和50年4月21日該当類型「B」達成期間「イ」で類型指定が行われていたが、平成8年6月5日に改訂が行われた。
- ※7 「加世田川」水域は、昭和49年7月5日該当類型「C」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成7年6月5日（「B」、「イ」）及び平成19年3月30日に改訂が行われた。
- ※8 「本城川上流」水域は、昭和50年7月1日該当類型「A」達成期間「イ」で類型指定が行われていたが、平成8年6月5日に改訂が行われた。
- ※9 「前川」水域は、昭和50年4月21日該当類型「B」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成7年6月5日に改訂が行われた。
- ※10 「脇田川」水域は、昭和47年6月19日該当類型「C」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成19年3月30日に改訂が行われた。
- ※11 「新川」水域は、昭和47年6月19日該当類型「C」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成19年3月30日に改訂が行われた。
- ※12 「稻荷川下流」水域は、昭和47年6月19日該当類型「C」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成19年3月30日に改訂が行われた。
- ※13 「和田川」水域は、昭和49年6月14日該当類型「C」達成期間「ハ」で類型指定が行われていたが、平成19年3月30日に改訂が行われた。
- ※14 「高尾野川下流」水域は、昭和50年4月21日該当類型「B」達成期間「イ」で類型指定が行われていたが、平成19年3月30日に改訂が行われた。
なお、全域が同一の該当類型、達成期間となったことから、水域を統合した。
- ※15 「折口川」水域は、昭和50年4月21日該当類型「C」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成19年3月30日に改訂が行われた。
- ※16 「大里川」水域は、昭和50年4月21日該当類型「C」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成19年3月30日に改訂が行われた。
- ※17 「神之川」水域は、昭和51年4月26日該当類型「B」達成期間「イ」で類型指定が行われていたが、平成19年3月30日に改訂が行われた。
- ※18 「万之瀬川下流」水域は、昭和49年7月5日該当類型「C」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成19年3月30日に改訂が行われた。
なお、中流及び下流が同一の該当類型、達成期間となったことから、水域を統合した。
- ※19 「花渡川下流」水域は、昭和52年6月17日該当類型「C」達成期間「ハ」で類型指定が行われていたが、平成19年3月30日に改訂が行われた。
なお、全域が同一の該当類型、達成期間となったことから、水域を統合した。
- ※20 「川内川下流」水域は、昭和46年5月25日該当類型「B」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成20年3月28日に改訂が行われた。
なお、中流と同一の該当類型、達成期間となったことから、水域を統合した。
- ※21 「肝属川上流」水域は、昭和48年12月7日該当類型「C」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成20年3月28日に改訂が行われた。
- ※22 「肝属川下流」水域は、昭和48年12月7日該当類型「B」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成20年3月28日に改訂が行われた。

イ 水生生物の保全に係る環境基準

水 域 名	範 四	該当類型	達成期間	基 準 点	類型指定期間
甲突川	全 域	生物B	イ	岩崎橋 河頭大橋 松方橋	H22. 3. 30
天降川	全 域	生物B	イ	新川橋	H22. 3. 30
高尾野川	全 域	生物B	イ	桜橋, 出水大橋	H23. 3. 29
折口川	全 域	生物B	イ	田島橋	H23. 3. 29
高松川	全 域	生物B	イ	浜田橋	H23. 3. 29
五反田川	全 域	生物B	イ	上水道取水口 五反田橋	H23. 3. 29
八房川	全 域	生物B	イ	川上橋	H23. 3. 29
大里川	全 域	生物B	イ	恵比須橋	H23. 3. 29
神之川	全 域	生物B	イ	大渡橋	H23. 3. 29
万之瀬川	全 域	生物B	イ	両添橋 花川橋 万之瀬橋	H23. 3. 29
加世田川	全 域	生物B	イ	田中橋	H23. 3. 29
花渡川	全 域	生物B	イ	上水道取水口 花渡橋	H23. 3. 29
思川	全 域	生物B	イ	青木水流橋	H23. 3. 29
別府川	全 域	生物B	イ	岩淵橋	H23. 3. 29
網掛川	全 域	生物B	イ	田中橋	H23. 3. 29
中津川	全 域	生物B	イ	犬飼橋	H23. 3. 29
検校川	全 域	生物B	イ	検校橋	H23. 3. 29
安楽川	全 域	生物B	イ	安楽橋	H23. 3. 29
大淀川上流	宮崎県境から上流	生物B	イ	新割田橋	H24. 3. 30
米之津川上流	平良川合流点から上流	生物A	イ	広瀬橋	H24. 3. 30
米之津川下流	平良川合流点から下流	生物B	イ	米之津橋	H24. 3. 30
串良川	全 域	生物B	イ	串良橋	H24. 3. 30
本城川	全 域	生物B	イ	内之野橋下流 中洲橋	H24. 3. 30
高須川	全 域	生物B	イ	高須橋	H24. 3. 30
神ノ川	全 域	生物B	イ	神ノ川橋	H24. 3. 30
雄川	全 域	生物B	イ	雄川橋	H24. 3. 30
田原川	全 域	生物B	イ	河口から300m	H24. 3. 30
菱田川	全 域	生物B	イ	菱田橋	H24. 3. 30
前川	全 域	生物B	イ	権現橋	H24. 3. 30
溝之口川上流	庄内川合流点から上流	生物B	イ	中谷橋	H24. 3. 30
横市川上流	宮崎県境から上流	生物B	イ	宝来橋	H24. 3. 30
稻荷川	全 域	生物B	イ	水車入口橋 黒葛原橋	H24. 3. 30
新川	全 域	生物B	イ	第二鶴ヶ崎橋	H24. 3. 30
永田川	全 域	生物B	イ	新永田橋	H24. 3. 30
脇田川	全 域	生物B	イ	南田橋	H24. 3. 30
和田川	全 域	生物B	イ	潮見橋	H24. 3. 30
川内川	全 域	生物B	イ	曾木の滝上流 中郷, 小倉	H24. 3. 30
肝属川	全 域	生物B	イ	河原田橋 第二有明橋	H24. 3. 30

(2) 湖 沼

ア COD等に係る環境基準

水 域 名	範 围	該当類型	達成期間	基 準 点	類型指定期間
池 田 湖	全 域	A	イ	基準点1～3	S 52. 6. 17
鶴田ダム貯水池	曾木の滝から鶴田ダムまで	A	イ	基準点1～3	S 56. 1. 26
鰐 池	全 域	A	イ	基準点	S 57. 11. 1
高隈ダム貯水池	全 域	A	イ	基準点1， 2	H 9. 6. 25

イ 全窒素及び全燐に係る環境基準

水 域 名	範 围	該当類型	達成期間	基 準 点	類型指定期間
池 田 湖	全 域	II	ロ	基準点1～3	S 60. 6. 7
鶴田ダム貯水池	曾木の滝から鶴田ダムまで	IV	イ	基準点1～3	S 61. 12. 10
鰐 池	全 域	II	イ	基準点	S 62. 6. 10
高隈ダム貯水池	全 域	III	イ	基準点1， 2	H 9. 6. 25

※ 全窒素については当分の間適用しない。

ウ 水生生物の保全に係る環境基準

水 域 名	範 围	該当類型	達成期間	基 準 点	類型指定期間
池 田 湖	全 域	生物B	イ	基準点1～3	H 22. 3. 30
鶴田ダム貯水池	全 域	生物B	イ	基準点1～3	H 24. 3. 30
鰐 池	全 域	生物B	イ	基準点	H 22. 3. 30
高隈ダム貯水池	全 域	生物B	イ	基準点1～2	H 24. 3. 30

(3) 海域

ア COD等に係る環境基準

水 域 名	範 围	該当 類型	達成 期間	基 準 点	類型指定 年月日	備考
鹿児島湾(1)	(全域から下記を除く海域)※1	A	イ	基準点1~17	S 50. 7. 1	
"(2)	(鹿児島港本港区)	※2	B	イ	本港区中央	H 7. 6. 5 (注1)
"(3)	(" 南港区)	※3	B	イ	南港区中央	S 50. 7. 1
"(4)	(" 木材港区)	※4	B	イ	木材港区中央	"
"(5)	(" 谷山一区)	※5	B	イ	谷山一区中央	"
"(6)	(" 谷山二区)	※6	B	イ	基準点1, 2	"
"(7)	(山川港)	※7	B	イ	山川港中央	"
八代海南部海域(1)	(米之津港)	※8	B	イ	基準点1	S 51. 8. 9
"(2)	(米之津川河口海域)	※9	A	ハ	基準点2	"
"(3)	(全域から上記を除く海域)	※10	A	イ	基準点3~7	"
大隅半島東部海域(1)	(志布志港)	※11	B	イ	基準点1	S 51. 8. 9
"(2)	(菱田川河口海域)	※12	A	ロ	基準点2	"
"(3)	(肝属川河口海域)	※13	A	ロ	基準点3	"
"(4)	(全域から上記を除く海域)	※14	A	イ	基準点4~6, 8~11	"
薩摩半島南部海域	(全 域)	※15	A	イ	基準点1~3	S 52. 6. 17
薩摩半島西部海域(1)	(阿久根港)	※16	B	イ	基準点1, 2	S 53. 9. 1
"(2)	(万之瀬川河口海域)	※17	A	ロ	基準点1	"
"(3)	(全域から上記及び下記を除く海域)	※18	A	イ	基準点1~4	"
"(4)	(川内港)	※19	B	イ	基準点1	S 57. 2. 10
"(5)	(串木野港)	※20	B	イ	基準点1	"
西之表港海域	(全 域)	※21	A	イ	基準点1, 2	S 53. 9. 1
名瀬港海域(1)	(新川河口海域)	※22	B	イ	基準点1	S 52. 6. 17
"(2)	(全域から上記を除く海域)	※23	A	イ	基準点2, 3	"
奄美大島本島海域	(全 域)	※24	A	イ	基準点1~4	S 57. 2. 10

イ 全窒素及び全燐に係る環境基準

水 域 名	範 围	該当 類型	達成 期間	基 準 点	類型指 定 年月日
鹿児島湾	全 域	※25	II	イ	基準点1~16, 監視点イ~ヌ
八代海南部海域	全 域	※26	I	イ	基準点2~6, 監視点イ, ロ

(注) 1 鹿児島湾(2)は、昭和50年7月1日該当類型「B」達成期間「イ」で類型指定が行われていたが、平成7年6月5日に水域の範囲の変更が行われた。

2 海域の範囲で()書きで示したものは慣用名
詳しくは次のとおり

- *1 指宿市開聞崎と南大隅町佐多岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、※2から※7までの水域に係る部分を除いたもの。
- *2 稲荷川河口右岸と鹿児島港本港区浜町防波堤北端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤南端と東防波堤(北側部分)北端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤南端と東防波堤(南側部分)北端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤南端と南防波堤北端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤南端と新港区北防波堤先端を結ぶ線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域
- *3 鹿児島港南港区防波堤、同防波堤先端と南防波堤先端を結ぶ線、南防波堤及び陸岸により囲まれた海域
- *4 鹿児島港木材港区北防波堤、同防波堤先端と南防波堤先端を結ぶ線、南防波堤及び陸岸により囲まれた海域
- *5 鹿児島港谷山一区北防波堤、同防波堤先端と南防波堤先端を結ぶ線、南防波堤、同防波堤基部と谷山防波堤先端を結ぶ線、谷山防波堤及び陸岸により囲まれた海域
- *6 鹿児島港谷山一区谷山防波堤、同防波堤先端と谷山一区南防波堤基部を結ぶ線、谷山一区南防波堤基部を基点として77度30分350メートルの地点を結ぶ線、同地点から187度30分460メートル地点を結ぶ線、同地点から97度30分300メートルの地点を結ぶ線、同地点から187度30分1,435メートル地点を結ぶ線、同地点の谷山二区南防波堤基部を基点として7度30分50メートルの地点を結ぶ線、同地点から187度30分1,300メートルの地点を結ぶ線、同地点から277度30分1,600メートルの地点を結ぶ線、同地点から332度30分480メートルの地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- *7 指宿市番所鼻先端と同点を基点として40度の線が陸岸と交わる点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域

- ※8 北緯32度7分46秒、東経130度20分27秒の地点（米之津港内防波堤先端から221度56メートルの地点）を基点として、同地点から318度90メートルの地点を結ぶ線、同地点から336度30分20メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から355度30分100メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から48度50メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から16度130メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から37度180メートル地点を結ぶ線、同地点と同地点から82度30分380メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から108度30分170メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域
- ※9 北緯32度7分14秒、東経130度19分27秒の地点と、北緯32度7分50秒、東経130度19分14秒の地点を結ぶ線、同地点と北緯32度8分10秒、東経130度20分28秒の地点を結ぶ線、同地点と北緯32度7分48秒、東経130度20分37秒の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、※8の水域に係る部分を除いたもの。
- ※10 阿久根市大字脇本字梶石10,791番4（黒之瀬戸大橋阿久根市側橋台取付部）と出水郡長島町大字山門野字魚待4092番3（黒之瀬戸大橋長島町側橋台取付部）を結ぶ線及び出水郡長島町城川内字長崎原1726番の2（長崎鼻燈台）の地点から西へ向かう線の北部の本県陸岸の地先海域であって、※8及び※9の水域に係る部分を除いたもの
- ※11 北緯31度28分23秒、東経131度6分44秒の地点（志布志湾東防波堤基部）を基点とし、同地点から169度50メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から198度30分450メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から208度30分430メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から94度30分100メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から203度500メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から331度580メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から312度520メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から37度30分960メートルの地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- ※12 北緯31度26分32秒、東経131度3分23秒の地点と北緯31度26分17秒、東経131度3分38秒の地点を結ぶ線、同地点と北緯31度25分50秒、東経131度3分10秒の地点を結ぶ線、同地点と北緯31度26分6秒、東経131度2分53秒の地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域
- ※13 北緯31度22分25秒、東経131度0分51秒の地点と北緯31度21分8秒、東経131度1分58秒の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- ※14 肝属郡南大隅町佐多岬から宮崎県境に至る本県陸岸の地先海域であって、※11から※13までの水域に係る部分を除いたもの
- ※15 指宿市開聞崎（指宿市開聞十町字南平脇境6,778番）の地点と肝属郡南大隅町佐多岬を結ぶ線の南の海域、同地点から南さつま市野間岬（南さつま市笠沙町片浦字15,939番）に至る地点までの陸岸の地先海域及び同地点から西へ向かう線の南の海域
- ※16 北緯32度1分5秒、東経130度11分24秒の地点（阿久根本港西防波堤基部）を基点とし、同基点から333度30分30メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から329度30分60メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から341度30分160メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から20度30分50メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から28度290メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から67度150メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から28度30分150メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から100度140メートルの地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- ※17 北緯31度26分28秒、東経130度16分58秒の地点と北緯31度26分41秒、東経130度16分33秒の地点を結ぶ線、同地点と北緯31度27分36秒、東経130度17分13秒の地点を結ぶ線、同地点と北緯31度27分24秒、東経130度17分37秒の地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域
- ※18 出水郡長島町城川内字長崎原1,726番2（長崎鼻燈台）の地点から西へ向かう線と出水郡長島町大字山門野魚待4,092番3（黒之瀬戸大橋長島町側橋台取付部）と阿久根市大字脇本梶石10,791番4（黒之瀬戸大橋阿久根市側橋台取付部）を結ぶ線及び南さつま市笠沙町片浦字白瀬平15,939番（南さつま市野間岬）の地点から西へ向かう線で囲まれた陸岸の地先海域であって、※16、※17、※19及び※20の水域に係る部分を除いたもの
- ※19 薩摩川内市唐山三角点（北緯31度51分43秒、東経130度12分5秒）から163度1,825メートルの地点（川内川導流堤基部）を基点として、同基点から297度930メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から289度30分1,410メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から27度320メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から37度220メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から21度30分1,155メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から74度880メートルの地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- ※20 いちき串木野市愛宕三角点（北緯31度43分52秒、東経130度15分22秒）から175度30分2,625メートルの地点（串木野漁港A防波堤基部）を基点とし、同地点から294度465メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から332度1,275メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から335度30分1,695メートルの地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- ※21 西之表港西防波堤基点（北緯30度43分31秒、東経130度59分22秒）を中心とする半径1,000メートルの円弧（箱崎から右まわりに洲之崎に至る部分に限る。）及び陸岸により囲まれた海域
- ※22 北緯28度23分7秒、東経129度29分48秒（名瀬港第1防波堤燈台）を基点として、120度の線が陸岸と交わる点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- ※23 奄美市赤崎先端の地点を基点として、90度の線が陸岸と交わる点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、※22の水域に係る部分を除いたもの
- ※24 奄美大島本島の地先海域であって、※22及び※23に係る部分を除いたもの
- ※25 全窒素・全燐に係る環境基準の類型指定に関する該当水域は、肝属郡南大隅町立目崎と指宿市長崎鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域全域である。
- ※26 全窒素・全燐に係る環境基準の類型指定に関する該当水域は、熊本県宇城市と上天草市を結ぶ天門橋、同市大矢野橋、中の橋、前島橋、松島橋、天草市瀬戸大橋、天草下島と同市下須島を結ぶ通天橋、同市下須島南東端と鹿児島県出水郡長島町小浜埼を結ぶ線、同町と阿久根市を結ぶ黒之瀬戸大橋及び陸岸により囲まれた海域のうち、本県の区域に属する海域である。

(参考)

公共用水域の人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値（27項目）

(令和2年5月28日付け環境省水・大気環境局長通知)

項目名	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L以下
トランスー1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下
フェニトロチオン (M E P)	0.003 mg/L以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下
オキシン銅	0.04 mg/L以下
クロロタロニル (T P N)	0.05 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下
E P N	0.006 mg/L以下
ジクロルボス (D D V P)	0.008 mg/L以下
フェノブカルブ (B P M C)	0.03 mg/L以下
イプロベンホス (I B P)	0.008 mg/L以下
クロルニトロフェン	—
トルエン	0.6 mg/L以下
キシレン	0.4 mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシリ	0.06 mg/L以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/L以下
アンチモン	0.02 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
全マンガン	0.2 mg/L以下
ウラン	0.002 mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (P F O S) 及び ペルフルオロオクタン酸 (P F O A)	0.00005mg/L以下 (暫定) ※

※P F O S 及びP F O Aの指針値（暫定）については、P F O S 及びP F O Aの合計値とする。

水生生物の保全に係る要監視項目

水域	類型	指針値					
		クロロホルム	フェノール	ホルム アルデヒド	4-t-オクチル フェノール	アニリン	2,4-ジクロロ フェノール
淡水域 (河川 及び 湖沼)	生物A	0.7 mg/L以下	0.05mg/L以下	1 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.02mg/L以下	0.03 mg/L以下
	生物特A	0.006mg/L以下	0.01mg/L以下	1 mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.02mg/L以下	0.003mg/L以下
	生物B	3 mg/L以下	0.08mg/L以下	1 mg/L以下	0.004 mg/L以下	0.02mg/L以下	0.03 mg/L以下
	生物特B	3 mg/L以下	0.01mg/L以下	1 mg/L以下	0.003 mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02 mg/L以下
海域	生物A	0.8 mg/L以下	2 mg/L以下	0.3 mg/L以下	0.0009mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.02 mg/L以下
	生物特A	0.8 mg/L以下	0.2 mg/L以下	0.03mg/L以下	0.0004mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.01 mg/L以下

注1 生物A・・・[河川及び湖沼] イワナ, サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域

[海 域] 水生生物の生息する水域

生物特A・・・[河川及び湖沼] 生物Aの水域のうち, 生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

[海 域] 生物Aの水域のうち, 水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

注2 生物B・・・[河川及び湖沼] コイ, フナ等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域

生物特B・・・[河川及び湖沼] 生物A又は生物Bの水域のうち, 生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

3 地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成9年3月13日
環境庁告示第10号

(平成10年4月24日環境庁告示第23号一部改正)
(平成11年2月22日環境庁告示第16号一部改正)
(平成20年4月1日環境省告示第41号一部改正)
(平成21年11月30日環境省告示第79号一部改正)
(平成23年10月27日環境省告示第95号一部改正)
(平成24年5月23日環境省告示第85号一部改正)
(平成26年3月20日環境省告示第40号一部改正)
(平成26年11月17日環境省告示第127号一部改正)
(平成28年3月29日環境省告示第31号一部改正)
(平成31年3月20日環境省告示第54号一部改正)
(令和2年3月30日環境省告示第35号一部改正)
(令和3年10月7日環境省告示第63号一部改正)

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境上の条件のうち、地下水の水質汚濁に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法第16条第1項による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間等は、次のとおりとする。

第1 環境基準

環境基準は、すべての地下水につき、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

第2 地下水の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、地下水の水質の測定を行う場合には、次の事項に留意することとする。

- (1) 測定方法は、別表の測定方法の欄に掲げるとおりとする。
- (2) 測定の実施は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、地下水の流動状況等を勘案して、当該項目に係る地下水の水質汚濁の状況を的確に把握できると認められる場所において行うものとする。

第3 環境基準の達成期間

環境基準は、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする（ただし、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場合を除く。）。

第4 環境基準の見直し

環境基準は、次により、適宜改定することとする。

- (1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更及び環境上の条件となる項目の追加等
- (2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等

別表

項目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2, 55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格K0102の38.1.2(規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下 (R4.4.1から 0.02mg/L以下)	規格K0102の65.2(規格K0102の65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01mg/L以下	規格K0102の61.2, 61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	公共用水域告示付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	シス体にあっては規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあっては、規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格K0102の67.2, 67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.2.1, 43.2.3, 43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.1に定める方法
ふつ素	0.8mg/L以下	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1.1c)(注(2)第三文及び規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格K0102の47.1, 47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法

備 考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1, 43.2.3, 43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(参考)

地下水の人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値（25項目）

(令和2年5月28日付け環境省水・大気環境局長通知)

項目名	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下
フェニトロチオン (M E P)	0.003 mg/L以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下
オキシン銅 (有機銅)	0.04 mg/L以下
クロロタロニル (T P N)	0.05 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下
E PN	0.006 mg/L以下
ジクロルボス (D D V P)	0.008 mg/L以下
フェノブカルブ (B P M C)	0.03 mg/L以下
イプロベンホス (I B P)	0.008 mg/L以下
クロルニトロフェン (C N P)	—
トルエン	0.6 mg/L以下
キシレン	0.4 mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシリ	0.06 mg/L以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/L以下
アンチモン	0.02 mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
全マンガン	0.2 mg/L以下
ウラン	0.002 mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (P F O S) 及び ペルフルオロオクタン酸 (P F O A)	0.00005mg/L以下 (暫定) ※

※P F O S及びP F O Aの指針値(暫定)については、P F O S及びP F O Aの合計値とする。

4 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準等

- 1 耐容一日摂取量 (TDI) … 人が生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される一日体重1kg当たりの摂取量。
4 pg-TEQ/体重kg/日 (現在の日本人の平均的な摂取量は1.5pg-TEQ/kg/日程度)

2 環境基準等

- (1) 大気 年平均値 0.6pg-TEQ/m³以下
- (2) 水質 (水底の底質を除く。) 年平均値 1 pg-TEQ/L以下
- (3) 水底の底質 150pg-TEQ/g以下
- (4) 土壤 1000pg-TEQ/g以下

※土壤汚染の進行防止等の観点からモニタリングや調査を行う基準としての調査指標値を250pg-TEQ/gに設定。また、汚染土壤の対策要件は、一般国民の居住・活動の場について1000pg-TEQ/gを採用。

3 排出基準 (排出水—特定施設及び排出基準値)

(単位 : pg-TEQ/L)

特 定 施 設 種 類	排出基準
<ul style="list-style-type: none"> ・硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 ・カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 ・硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設 ・アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設 ・担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設 ・塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 ・カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設 ・クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設 ・4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設 ・2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設 ・ジオキサンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設 ・アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設 ・廃棄物焼却炉(火床面積0.5m²以上又は焼却能力50kg/h以上)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設 ・廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設 ・フロン類(CFC及びHCFC)の破壊(プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。)の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設 ・水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設 	10

※廃棄物の最終処分場の放流水に関する基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理基準を定める命令により10pg-TEQ/L。

5 水質測定結果の評価方法

(1) 公共用水域（環境基準達成維持の評価方法）

ア BOD又はCOD（昭和52年7月1日 環水管第52号）

(ア) 環境基準点における水質測定結果の環境基準に対する適合性の判断

ある環境基準点における年間の水質測定結果から測定日ごとに日間平均値^{*1}を算出し、その日間平均値が当該水域に設定された環境基準値を満足した日数が全測定日数の75%以上であったときに、当該環境基準点は環境基準を達成維持していると判断する。なお、環境基準値と比較して水質の程度を判断する場合は75%値^{*2}を用いるものとする。

※1) 日間平均値

同一の測定地点で2回／日以上の測定を行った場合の当該日の平均値のこと。

ただし、1回／日の測定しか行わない場合は、その測定値をもって日間平均値とする。なお、同一の測定地点で同一時刻に2層（水深）以上で測定した場合には、全層（水深）の測定時刻ごとの平均値を算出したうえで日間平均値を求める。

※2) 75%値

n 個の日間平均値をその値の小さいものから順に並べた時の $0.75 \times n$ （ $0.75 \times n$ が小数をもつ場合は、これを切り上げた整数）番目の値。

(イ) 複数の環境基準点を持つ水域における水質測定結果の環境基準に対する適合性の判断

これについては、当該環境基準類型あてはめ水域内の全ての環境基準点が上記（ア）に基づく方法により環境基準を達成維持していた場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

イ 全窒素及び全燐（昭和58年1月28日 環水管第10号）

(ア) 環境基準点における水質測定結果の環境基準に対する適合性の判断

ある環境基準点における年間の水質測定結果から、表層における年間平均値を算出し、その年間平均値が当該水域に設定された環境基準値を満足したときに、当該環境基準点は環境基準を達成維持していると判断する。

(イ) 複数の環境基準点を持つ水域における水質測定結果の環境基準に対する適合性の判断

a 湖沼

これについては、当該環境基準類型あてはめ水域内の全ての環境基準点が上記（ア）に基づく方法により環境基準を達成維持した場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

b 海域（平成7年2月28日、環水管第33号、水質管理課長通知）

当該水域内の各基準点における表層の年間平均値を当該水域内の全ての基準点について平均した値により行うものとする。

(2) 地下水

年間平均値を地下水の水質汚濁に係る環境基準に照らし判断する。

水浴場水質判定基準

1. 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 及び透明度によって、「水質 AA」、「水質 A」、「水質 B」あるいは「水質 C」を判定し、「水質 AA」及び「水質 A」であるものを「適」、「水質 B」及び「水質 C」であるものを「可」とする。
 - ・各項目の全てが「水質 AA」である水浴場を「水質 AA」とする。
 - ・各項目の全てが「水質 A」以上である水浴場を「水質 A」とする。
 - ・各項目の全てが「水質 B」以上である水浴場を「水質 B」とする。
 - ・これら以外のものを「水質 C」とする。

項目区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不検出 (検出下限 2 個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (1m 以上)
	水質 A	100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (1m 以上)
可	水質 B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1m 未満 ～50cm 以上
	水質 C	1,000 個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1m 未満 ～50cm 以上
不適	1,000 個/100ml を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50cm 未満*	
測定方法	付表 1 の第 1 に定める方法	目視による観察	日本工業規格 K0102 の 17 に定める方法	付表 2 に定める方法	

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

透明度(*の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2. 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

- (1) 「水質 C と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個/100mL を超える測定値が 1 以上あるもの。
- (2) 油膜が認められたもの。

6 用語解説

p H (ピー・エイチ) (水素イオン濃度指数)	水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標であり、p Hが7のときに中性、7を超えるとアルカリ性、7未満では酸性を示す。
D O (ディー・オー) (溶存酸素量)	「Dissolved Oxygen」の略語で、水中に溶けている酸素量のことでの水質の汚濁状況を表す指標である。きれいな水ほど酸素は多く含まれ、D Oは高くなるが、水質汚濁が進んで水中の有機物が増えると、好気的微生物による有機物の分解に伴って多量の酸素が消費されるため、D Oは低下する。
B O D (ビー・オー・ディー) (生物化学的酸素要求量)	「Biochemical Oxygen Demand」の略語で、河川における水質汚濁の代表的な指標である。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で表され、値が大きいほど水が汚れていることを示す。
C O D (シー・オー・ディー) (化学的酸素要求量)	「Chemical Oxygen Demand」の略語で、湖沼や海域における水質汚濁の代表的な指標である。水中の有機物が酸化剤により化学的に分解されるときに消費される酸素の量で表され、値が大きいほど水が汚れていることを示す。
S S (エス・エス) (浮遊物質量)	「Suspended Solid」の略語で、水質汚濁の代表的な指標である。水中に浮遊又は懸濁している直径2mm以下の粒子状物質の重さを表し、値が大きいほど水が汚れていることを示す。
75%値	環境基準の達成状況は、B O D又はC O Dの測定データの75%以上が基準値を満足することをもって環境基準に適合していると判断することとされている。年間12個の測定データが得られた場合、低い方から9番目の値が75%値になる。
類型指定	公共用水域の水質汚濁防止のために、水域の水質状況や将来の利水目的などを勘案して、地域別や水域別に環境基準の類型を当てはめること。
水質汚濁防止法	工場排水の規制や生活排水対策などにより公共用水域（河川、湖沼、海域）や地下水の水質の汚濁を防止することを目的とした法律で、昭和46年から施行されている。